

## SCK 生活応援券取扱事業者募集要項

### 1. 趣旨

この要項は、SCK 生活応援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき発行される SCK 生活応援券（以下「応援券」という。）の活用に必要な店舗等を有し、特定取引を行い、受け取った応援券の請求を申し出ることができる SCK 会員事業所（以下「取扱事業者」という。）の登録に関する事項を定める。

また、本要項に定める事項に基づいて取扱事業者を募集する。

### 2. 登録できる事業者（取扱事業者の資格）

取扱事業者として登録できる事業者は、以下①から③を全て満たすものとする。

- ① SCK 生活応援券取扱店舗申込時に会員事業所であり、SCK 生活応援券利用期間を通じて会員事業所であること。
- ② 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の規定に抵触する者でないこと。

### 3. 登録の申し込み

- (1) 公益財団法人堺市勤労者福祉サービスセンター（以下「当センター」という。）に、別に定める取扱事業者登録申込書（様式第 1 号）（以下「登録申込書」という。）を送付又は持参にて提出する。
- (2) 当センターは、提出された登録申込書の内容について適当と認める場合は、申込を行った事業者を取扱事業者として登録し、当該取扱事業者に取扱事業者登録証明書（様式第 2 号）を交付する。
- (3) 登録申込書の提出期限は 9 月 15 日（火）とする。7 月 31 日（金）までに申込のあった取扱事業者の事業所名又は店舗名、所在地、業種等は、SCK ニュース 2020 年 9・10 月合併号及び SCK ホームページに掲載する。
- (4) 8 月以降に申込みがあった場合は、SCK ホームページのみの掲載とする。

### 4. 取扱事業者の負担

登録にかかる費用及び使用済み応援券の請求にかかる手数料は無料とする。

### 5. 注意事項

取扱事業者は、以下（1）から（8）の注意事項を遵守する。

- (1) 特定取引によって応援券を受け取った場合は、応援券の表面に会員番号、会員氏名の記入及び会員証の提示を求め本人確認を行うこと。
- (2) 特定取引によって応援券を受け取った場合は、再流通（二次使用）を防止するために、応援券の裏面に使用日を記入するとともに自店印を押印するか署名すること。

- (3) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判明できるなど不正使用が明らかな場合は、  
    応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を当センターに報告すること。
- (4) 「応援券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を覚知した場合には、受け取りを拒否す  
    ること。
- (5) 特定取引によって取得した応援券を再利用しないこと。
- (6) 特定取引によって取得した応援券の紛失については、取扱事業者の責任及び負担とする  
    こと。
- (7) 取扱事業者の登録事項に変更等があった場合には、速やかにその旨を当センターに届け  
    ること。
- (8) その他事業の目的に反する行為を行わないこと。

## 6. その他

- (1) 応援券の使用範囲及び請求手続等については、実施要綱に定めるとおりとする。
- (2) その他、この要項の実施のために必要な事項は、理事長が別に定める。
- (3) 定めのない事項については、当センターと取扱事業者で協議のうえ決定する。

## 7. 問合せ先

公益財団法人堺市勤労者福祉サービスセンター

電話番号 072-221-6700

(土・日・祝日を除く午前9時00分～午後5時30分)